

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋給水加熱器室地下の主復水器（B）壁面（南側）より水の滴下（約220cc、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
2	1号機	復水脱塩装置（No. 1）脱塩塔の流量積算計に動作不良が認められたため、当該流量積算計を点検・修理	G III	
3	2号機	原子炉給水入口温度変換器（プロセス計算機用）の点検において、動作不良が認められたため、当該変換器を交換	G III	
4	2号機	炉心性能計算機（主系）の故障を示す警報発生に伴う調査において、データディスク基板の故障及びネットワーク間データ連携装置内部冷却ファンの故障が認められたため、当該部品を点検・修理	G III	
5	3号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）入口圧力指示計に指示値不良（ハンチング）が認められたため、当該圧力指示計を点検・調整	G III	
6	3号機	第24保全サイクル定期事業者検査「原子炉格納容器隔離弁分解検査（R1）」において、検査成績書の特記事項記載欄への一部記載漏れが認められたため、当該検査成績書を訂正及び対応検討（JNES気付き事項）	G II	
7	3号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）の海水側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
8	5号機	コントロール建屋6.9kV高圧配電盤室局所空調機（1台）のVベルトに緩み（異音発生）が認められたため、当該Vベルトを点検・修理	G III	
9	5号機	取水設備トラベリング・スクリーン（D）の過負荷状態を示す警報が発生したことから、逆転及び正転操作を実施し再起動させたが、駆動用ローラーチェーン切断の恐れがあるため、当該ローラーチェーンを点検・修理	G III	
10	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系主排気ファンの点検において、運転状態表示用赤ランプホルダの破損が認められたため、当該ランプホルダを交換	G III	
11	6号機	タービン建屋1階（西側）設置の電源盤（6T11）用出入口扉の施錠用ロック機構の固着により開閉操作不可が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
12	その他	不適合報告書の是正処置完了承認手続きにおいて、「承認」と入力すべきところ、「審査」と誤入力されていたことが認められたため、誤入力部を訂正及び対応検討	G II	